

第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務委託仕様書（案）

1. 委託事業の件名

第2次南砺市交流観光まちづくりプラン策定支援業務

2. 委託事業の目的

本市では、平成25年度から令和4年度までの10年間の計画期間とする「南砺市交流観光まちづくりプラン」に基づき諸事業を実施し、観光振興を推進している。

計画期間の満了に伴い、令和5年度から令和14年度までを計画期間とし、新たな観光振興の指針となる「第2次南砺市交流観光まちづくりプラン」を策定するため、策定支援業務を委託する。

3. 業務期間

契約締結日 から 令和5年3月31日（金） まで

4. 業務内容

（1）基礎調査の実施

①観光をとりまく現状の調査

国の施策等の把握や旅行者ニーズ等のオープンデータを活用した現状調査

②南砺市交流観光まちづくりプラン（第1次）の検証

③アンケート調査の分析及び課題の整理

下記のアンケート調査分析結果等を踏まえた課題の整理

ア 令和3年度実施済の南砺市観光動向調査の分析

入力済データ（標本数約500）を用いた分析

イ 令和3年度実施済の南砺市観光意識調査の集計及び分析

市民1,000人を対象とした意識調査アンケートの回答用紙のデータ入力、集計及び分析

（2）プラン策定体制の運営支援

下記の運営補助業務を行う。

①推進委員会

学識経験者、関係団体の長、県・市などから構成されており、計画内容を審議するとともに計画を最終決定する。開催回数は3回程度とする。

会議の出席、会議の運営補助及び会議資料の作成補助を行う。

②ワーキング会議

観光関連事業者、関係団体職員、若手有志など15人ほどで組織し、全体会合のほか3つの部会に分かれて、計画内容を討議・検討する。全体会が2回程度、

部会は各部3回程度とする。

会議の出席、会議の運営補助及び会議資料の作成補助を行う。

③観光戦略会議

観光関連事業者、有識者など数人で組織し、第2次南砺市交流観光まちづくりプランの基本理念やコンセプト等を討議・検討する。開催回数は3回程度とする。

会議の出席、会議の運営補助及び会議資料の作成補助を行う。

④シンポジウム

市民のもてなしの心の醸成と第2次南砺市交流観光まちづくりプランの策定に伴い意見を聞き、理解を深めるためにシンポジウムを開催する。1回を想定する。

シンポジウムの運営補助及び会議資料の作成補助等を行う。

(3) プランの策定にかかる提案・原案の作成

プランを策定するために、基礎調査、現状と課題、会議の意見等を踏まえて、本市が目指す観光行政の方向性を提案し、戦略・施策を整理した上で、プランの骨子案及びプランの原案を作成すること。

5. 計画の構成

本計画の構成は、概ね以下の通りとする。

第1章 プランの概要

第2章 観光の現況と課題

第3章 プランの基本方針

第4章 プランの実施戦略

第5章 プランの推進体制

参考資料

6. 委託に係る経費

・委託経費には、下記の項目を含むものとする。

①技術者給

②技術者旅費（交通費、宿泊費など）

③基礎調査報告書

・委託経費には、下記の項目は含まないものとする。

①策定委員の謝金、交通費など

7. 成果品の提出

・成果品の内容

①事業報告書 1部

②第2次交流観光まちづくりプラン 3部

③第2次交流観光まちづくりプラン概要版 3部

④上記の電子データ 一式（編集可能な元データ含む）

8. その他

- ・業務の遂行にあたっては、事前に委託者と十分に打合せを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、委託者と誠意をもって協議すること。また、変更点が生じた場合は、協議し同意の上で変更する。
- ・作成した報告書及び印刷物等の著作権等の知的所有権は、委託者に帰属する。
- ・本業務が完了し、成果品が納入された後、内容に不備・不足等の瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補正を行うこと。
- ・委託者の許可なくして、調査結果等を公表してはならない。
- ・本事業の責任者・担当者および各業務を遂行するために必要な人員を確保すること。また、責任者および担当者については、委任期間中に特段の理由なく変更することがないようにすること。なお、特段の理由により実施体制を変更する必要がある場合には、事前に市と協議すること。
- ・契約内容を第三者に委託してはならない。